

総行行第 89 号  
総行市第 28 号  
総行経第 17 号  
令和 2 年 3 月 27 日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長  
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

#### 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が平成 29 年 6 月 9 日をもって、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 156 号）が令和元年 11 月 8 日をもって、それぞれ公布されており、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとされています。

また、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 14 号）が本日公布され、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

#### 記

- 第一 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の一部改正に関する事項
- 一 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の基準給与年額の算定方法
- 1 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の基準給与年額
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規

定する総務省令で定める方法により算定される額（以下「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）は、次に掲げる額の合計額とされたこと。

（新第13条の2第1項）

- ① 地方自治法第243条の2第1項の損害を賠償する責任の原因となった事実が生じた日（以下「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第203条の2第1項の規定による報酬又は同法第204条第1項の規定に基づく給料（以下「報酬又は給料」という。）の額に12を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第243条の2第1項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下同じ。）の任期が12月に満たない場合にあっては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）
- ② 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当、勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の額（以下「期末手当等の額」という。）を一会計年度当たりの額に換算して得た額（普通地方公共団体の長等の任期が12月に満たない場合にあっては、期末手当等の額を任期当たりの額に換算して得た額）
- ③ 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び②に掲げる手当を除く。以下「扶養手当等以外の手当」という。）の額に12を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等の任期が12月に満たない場合にあっては、扶養手当等以外の手当の額を任期当たりの額に換算して得た額）

## 2 普通地方公共団体の長等がその職責に関係する他の職を兼ねている場合

第一の一の1の報酬、給料又は手当の額には、普通地方公共団体の長等がその職責に関係する他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の報酬、給料又は手当を含むものとされたこと。

（新第13条の2第2項）

なお、「その職責に関係する他の職」を兼ねている場合とは、兼ねている他の職も合わせて、一体とした職責が認められる場合を指し、例えば、固定資産評価委員会の委員を税務課長が兼ねている場合や人事委員会の委員を人事委員会の事務局長が兼ねている場合、また、地方自治法第292条の規定により普通地方公共団体に関する規定が準用される一部事務組合の管理者を構成団体の長が兼ねている場合等が想定されること。

## 3 普通地方公共団体の長等の基準日が2以上ある場合

普通地方公共団体の長等の基準日が2以上ある場合には、第一の一の1及び2の規定により計算した額が最も高い額を普通地方公共団体の長等の基準給与年額とされたこと。（新第13条の2第3項）

## 二 地方警務官の基準給与年額の算定方法

### 1 地方警務官の基準給与年額

地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（以下「地方警務官の基準給与年額」という。）は、次に掲げる額の合計額とされたこと。（新第13条の2第4項）

- ① 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の規定による俸給の額に12を乗じて得た額
- ② 普通地方公共団体の長等の基準日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき期末手当又は勤勉手当の額
- ③ 普通地方公共団体の長等の基準日を含む月において支給され、又は支給されるべき手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合にはこれらの手当及び②に掲げる手当を除く。）の額に12を乗じて得た額

### 2 地方警務官がその職責に関係する他の職を兼ねている場合

第一の二の1の俸給又は手当の額には、当該地方警務官がその職責に関係する他の職を普通地方公共団体の長等の基準日時点において兼ねている場合におけるその者の俸給又は手当を含むものとする。（新第13条の2第5項）

なお、「その職責に関係する他の職」を兼ねている場合とは、兼ねている他の職も合わせて、一体とした職責が認められる場合を指すこと。

### 3 普通地方公共団体の長等の基準日が2以上ある場合

普通地方公共団体の長等の基準日が2以上ある場合には、第一の二の1及び2の規定により計算した額が最も高い額を地方警務官の基準給与年額とする。（新第13条の2第6項）

## 第二 地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）の一部改正に関する事項

### 1 地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項に規定する総務省令で定める給付

地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する総務省令で定める給付とは、次に掲げるものとされたこと。（新第2条の2関係）

- ① 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第1項に規定する役員等（以下「役員等」という。）が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該地方独立行政法人から地方独立行政法人法第19条の2第4項の承認（以下「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき退職手当以外の給与

(当該役員等を兼ねていた期間のものに限る。)

- ② 地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項の報酬又は①に掲げるものの性質を有する給付
- ③ 役員等が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員として当該地方独立行政法人から一部免除承認前に支給された退職手当(当該役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。)
- ④ 地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項の退職手当又は③に掲げるものの性質を有する給付

なお、地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項の報酬及び退職手当には、どの役員等の職において支給されるかにかかわらず、地方独立行政法人の役員等として支給され、又は支給されるべきものが全て含まれること。

## 2 基準報酬年額の算定方法

地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項に規定する総務省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とされたこと。(新第2条の3関係)

- ① 地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項の報酬の額並びに第二の1①及び②の額の事業年度ごとの合計額(当該事業年度の期間が1年でない場合にあつては、当該合計額を1年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額
- ② 次のイに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額
  - イ 地方独立行政法人法施行令第3条の2第1項の退職手当の額並びに第二の1③及び④の額の合計額
  - ロ 役員等がその職に就いていた年数。ただし、当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超過している場合にあつては、当該数とする。
    - (1) 理事長又は副理事長 6
    - (2) 理事 4
    - (3) 監事又は会計監査人 2

## 3 地方独立行政法人法施行令第3条の2第6項に規定する総務省令で定める給付

地方独立行政法人法施行令第3条の2第6項に規定する総務省令で定める給付とは、次に掲げるものとされたこと。(新第2条の4関係)

- ① 役員等が地方独立行政法人の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当(当該役員等を兼ねていた期間を基礎とするものに限る。)
- ② 地方独立行政法人法施行令第3条の2第6項の退職手当又は①に掲げるものの性質を有する給付

## 第三 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)附則第2条第1項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例

に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号）の一部改正に関する事項  
市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第50条  
第1項において準用する地方自治法施行令第173条第1項の総務省令で定める  
方法により算定される額について、地方自治法施行規則第13条の2第1項から  
第3項までの規定を準用する場合の技術的読替えを行うこととされたこと。（新  
第26条関係）

#### 第四 施行期日

この省令は、令和2年4月1日から施行するものとされたこと。